

●香川県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成23年7月22日から同年8月12日まで一般の縦覧に供する。

平成23年7月22日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺善通寺線（49号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市豊中町笠田竹田字土井 681番1地先から 三豊市豊中町笠田竹田字土井 668番2地先まで	8.7~11.0	56	平成22年香川県告示第111号で 変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成23年7月22日